

# 經濟論叢

第101卷 第1号

佐波宣平教授記念號

---

献 辞	出口 勇 藏	
組織論史におけるバーナード理論の意義	山本 安次郎	1
スミス経済学における巨視的モデル	青山 秀 夫	22
マクロ経済学の論理と政策的指向性	島津 亮 二	35
資産選択の理論	鎌 倉 昇	53
ロ イ ズ	谷 山 新 良	62
巨視的計量モデルにおける乗数	森 口 親 司	81
Activity Analysis と立地モデル	小 林 清 晃	94
地域経済の構造分析	井 原 健 雄	111
輸送投入と産業連関分析	山 田 浩 之	131

佐波宣平 教授 略歴・著作目録

---

昭和43年1月

京都大學經濟學會

## ロ イ ヅ

“Individually we are Underwriters;  
collectively we are Lloyd's.”

William Farrant

谷 山 新 良

## I ロイツ小史

ロイツ (Corporation of Lloyd's) は、世界の保険業界で全く特異な存在である<sup>1)</sup>。

周知のように、ロイツの権威と名声はただにイギリスにおいてのみならず、ひろく世界にひびきわたっている。ところが、その組織や営業方法は、外国人はいうに及ばずイギリス人にさえほとんど知られていない。

こうした奇妙なことがおこるのは、何よりもまずロイツそのものの特異な歴史、組織および営業方法に起因しているように思われる。

Lloyd's の名称がみられる最初の文献は *London Gazette*, No. 2429. (From Monday February 18 to Thursday 21, 1688 (9). オックスフォード大学 Bodleian 図書館所蔵) である。すなわち、盗まれた時計について何がしかの情報をもっている人は、Tower Street にある Lloyd's Coffee House に知らせていただきたい、という広告記事である。

ロンドンの最初のコーヒー店は St. Michael's Alley (Cornhill) に、——現在の Jamaica Wine House の敷地に——、Ragusa (現在の Dubrovnik, ユーゴスラヴィヤ) 生れの商人 Pasqua Rosee によって開かれた。1652年<sup>2)</sup>。

- 1) 船舶の「ロイド統計」で有名なロイツ船級協会 (The Lloyd's Register of Shipping) と本稿のロイツとは、生い立ち、組織、性格、業務を異にする全く別個の機関である。前者は船舶の検査、船級格付け、船名録の発行を業務とする公益法人、後者は保険業者の組合である私的法人。
- 2) Jamaica Wine House の壁には、HERE STOOD/THE FIRST LONDON/COFFEE HOUSE/AT THE SIGN OF/PASQUA ROSEE'S HEAD/1652 と書いたロンドン市による銘板(陶器)がある。

交通・通信・報導機関がほとんどなかった時代であったので、コーヒー店が出現するまでは、居酒屋が主なる社交、情報交換、および商取引の場であった。ところが、コーヒーが酔わない・ハイカラな東方商品であることから大いに選好されて、たちまち居酒屋を圧倒し、これにとって代わった。ロイズの名が淵源している Edward Lloyd (1648?—1713) の Lloyd's Coffee House もその1つであり、かつ海上企業者の愛好したコーヒー店であった。それは当初、ロンドン塔からロンバート街に向う Tower Street に臨んでいたが、1691年にロンバート街と Abchurch Lane の隅に、——現在の Coutts and Co. (銀行) の位置——当時の中央郵便局の隣に移転した<sup>3)</sup>。爾来、1785年まで7代95年間ここでロイズはコーヒーを売り、ロイズ常連はコーヒーを飲みつつ保険業を営んでいたのである。いわゆる Old Lloyd's 時代である。

Edward Lloyd 自身はコーヒー店の経営者であって保険業者ではない。彼はすばらしいアイディアマンであり、内外の情報の蒐集・広報、店の設備、および経営方法に卓越奇抜な新機軸を打出したので、ロイズは海上企業者、とくに商人保険者 merchant insurer とよばれた個人保険業者たちの愛好するところとなり、やがてイギリス保険業の中心となったのである。

Old Lloyd's 時代、すなわち産業革命が動きはじめた 1760 年代まではイギリス保険業もまた商業資本的であって、不等価交換を原則とし、詐欺瞞着が多かった。しかし、産業資本の台頭とともに、保険業界にも新風が吹きはじめ、等価交換を原則とし信義誠実を旨とする新しい保険業者たちが現われてきた。そこで、Old Lloyd's 常連の前期的保険業者たちの態度に批判的な革新的保険業者たち79人は、ついに1769年3月21日、Old Lloyd's に訣別して分離独立した。これがすなわち “New Lloyd's” である。指導者は18世紀末から19世紀初頭にかけてイギリス財界の大御所であり、(小)ピット首相の経済顧問でもあった J. J. Angerstein (1735—1823) である。

3) Coutts and Co. 銀行の正門入口の向って左側の壁には SITE OF LLOYDS/COFFEE HOUSE/1691-1785 というロンドン市の銘板がある。

New Lloyd's に参加せず残留したロイツ常連は“Old Lloyd's”とよばれた。1769年から Old Lloyd's が消滅した1785年まで17か年間、New Lloyd's と Old Lloyd's の間で激しい競争が展開されたが、時代の趨勢には抗すべくもなく、後者はついに自然消滅した。そこで、New Lloyd's も、1794年7月19日付の議事録以来、その“New”を削除して Lloyd's と自称するようになり、今日に至っている。

この New Lloyd's が現在のロイツの直接の始祖である。ロイツコーヒー店の開祖 E. Lloyd をロイツの創始者とするのが通説であるが、これは誤りであろう<sup>4)</sup>。New Lloyd's の発足にいたる約100年間はいわばロイツ前史というべきである。

さて、かくして、New Lloyd's の出現はただにロイツのみならずそれはまたイギリスの保険(業)を一変させた。New Lloyd's の分離独立から1860年代にいたる約100年間を、私はイギリスにおける近代的保険の形成確立期と考えている。すなわち、この100年間に、イギリスでは、2つの特許保険会社(London Assurance Corporation と Royal Exchange Assurance Corporation) に対する特許権停止(1824年6月24日。特許は1720年6月24日)、Nathern Rothschild が創立した Alliance Marine and General (1824) や Indemnity Mutual Marine をはじめ近代的保険会社が続々創立されたこと、株式会社登記法 (Joint-Stock Companies Registration Act, 1844)、1840年代から着々整備され1862年の会社法で近代的体系を整えた商法・会社法の整備、1871年の Lloyd's Act によるロイツ組合の成立などは、いずれも保険の近代化を示す里程標である。

ロイツそのものの近代化の歩みをみれば、ロイツ標準保険証券の採用(1779)、

- 
- 4) F. Martin, *The History of Lloyd's and Marine Insurance in Great Britain*, 1876, p. 168.  
 5) New Lloyd's 創立までのロイツコーヒー店は E. ロイドおよびその後継者たるロイツ・マスターたちの個人的所有物であり、いわゆるロイツ常連はその顧客にすぎない。これに反し New Lloyd's 創立以後のロイツはロイツ・メンバー達の共有財産であって、Master や Head Waiter や会長・個人の所有物でない。この点においても New Lloyd's は Old Lloyd's と質的に全く異なっている。

ロイツ史の権威ある文献である C. Wright and C. E. Fayle の *A History of Lloyd's* も現在のロイツの real origin は Pope's Head Alley の New Lloyd's であって、Lombard Street の Old Lloyd's ではない、といっている。同書、p. 108.

ロイズ会員資格規定制定 (1800), ロイズ成文規則制定およびロイズの再編成 (1810), ロイズの Master 制廃止と Head Waiter 制の採用 (1837), ロイズ保険証券の “In the Name of God, Amen” を “Be it known that” に変更 (1850), C. B. Carruthers による保証 guarantee 制度提案 (1855), S. I. Da Costa 他36人の提唱による供託金制度発足 (1865), そして議会法によるロイズの組合組織 (1871) などである。

その後、ロイズは海上保険以外の分野にも進出し(1882), 火災, 生命, 航空, 自動車, 盗難, 地震はいうに及ばずあらゆる分野にわたって保険の引受にあたっている。

1720年の特許状によって、会社組織による保険業の営業は、2つの特許会社 London Assurance Corporation と Royal Exchange Assurance Corporation (2つとも現存) に限定されたので、1つには、特許状が停止される1824年まで、保険会社の創立が禁止されたこと、2つには二特許会社が経験と企業心に乏しく、いわゆる “regular risks” (イギリスとアメリカ、またはイギリスとヨーロッパ大陸との間の航海に関する risks) のみを引受け、“cross risks” (第三国間または第三国内の risks) は敬遠したので、特許会社の契約高は予想に反して伸びなかった。イギリス政府が議会の特別委員会 (1810) に提出した報告書によれば、ロンドン市における個人保険業者の市場占有率が94～6%であったのに対し、特許保険会社(2社)のそれは4～6%にすぎなかった<sup>6)</sup>。

1720年、特許保険会社の設立に際して個人保険業者は市場が蚕食されることをおそれて猛烈に反対した。しかし、結果的には特許状はかえって個人保険業者、とくにロイズ保険業者を保護育成した。分離独立から特許状の停止にいたる約50年間、ロイズ保険業者たちは、この思わざる特許状の効果によって、経験と実力を蓄えることができたのである。

さて、ロイズは New Lloyd's の創立とともにその性格を一変させた。ところが、その組織や営業方法、とくに保険引受方法は基本的には変化していない。

6) F. Martin, *ibid.*, p. 246.

ロイツは会社ではなく、あくまでも独立した個人保険者の組合である。今も昔に変わぬ個人引受、個人責任制が貫かれており、メンバー相互間に連帯責任は全くない。すなわち、精神は近代的、組織と営業方法は伝統的、これがロイツの本質であり、特徴である。いわば、古き皮袋に新しき酒を盛った恰好である。こうした二重人格の性格がロイツの実態をわかりにくくしている原因であろう。

New Lloyd's は独立当初は Pope's Head Alley に開店したが、1774年3月に Royal Exchange の西北隅に移転した。1928年に現在の場所、すなわち、ロンバード街やイングランド銀行などからほど遠くないレデノール街 (Leadenhall street) に移り、新旧2館で営業している。

## II ロイツの組織

ロイツの人的組織は

1. ロイツ組合員  
Lloyd's Members
- |   |     |                          |   |                    |
|---|-----|--------------------------|---|--------------------|
| { | (1) | 保険引受組合員                  | { | a. 活動的メンバー         |
|   |     | underwriting members     |   | active members     |
| { | (2) | 非保険引受組合員                 | { | b. 非活動的メンバー        |
|   |     | non-underwriting members |   | non-active members |

2. 年会員 (Annual Subscribers)

3. 代人 (Substitutes)

4. 会友 (Associates)

の大別して4つ、小別すれば5つのカテゴリーから構成されている。

第1表 ロイツ会員数、年会員数、会友数の推移 (単位、人)

	1904	1930	1950	1960	1965	1967
Underwriting Members	631	1412	2743	4808	5546	6080
Non-underwriting Members	...	72	29	12	10	7
Annual Subscribers	...	349	328	326	332	334
Associates	...	84	114	114	127	137

資料: Information Office of Lloyd's の回答による。各年1月1日現在。なお、Substitutes の、および1903年以前の公式統計はないという。

## (1) ロイツ組合員 Lloyd's Members

ロイツ組合員はロイツの中心的構成要素である。

南海泡沓事件当時、いわゆる「ロイツ常連」は100人内外であった。New Lloyd's 創立発起人は79人であるが、その後組合員数は増えつづけ、1870年には617人、1930年に1484人、そして1967年1月1日現在は6087人であった<sup>7)</sup>。

さて、ロイツ組合員は、(1) 保険引受組合員 (underwriting members) と(2) 非保険引受組合員 (non-underwriting members) の2つにわかれている。前者はロイツで現実に保険を引受けるメンバーであり、後者はロイツでは現在は保険引受けを行っていないメンバーである。

さて、ロイツ組合員がロイツの所有者であり主権者である。ロイツを支配運営する責任と特権をもっているのがこのロイツ組合員である。

ロイツ組合員のもつ権利のうち主なるものは、(1) 総会出席権、選挙権、諸役員への被選挙権、(2) “The Room” への入室・利用権、(3) 図書館の完全利用権の3つである。すなわち、ロイツ組合員はロイツにおいて完全に自由な「市民権」を享受している。

その中でも決定的に重要なのは(1)である。これはロイツ組合員にのみ与えられた特権である。ロイツの最高機関である総会 (General Meeting) に出席して議決権、選挙権、および役員への被選挙権を行使できるのはロイツ組合員のみである。

これに反し、“The Room” や図書館の利用は This Room/Private/And for the use of/Members/Subscribers/Associates &/Substitutes/Only.<sup>8)</sup> という掲示からもわかるように、ロイツ組合員のみの特権ではない。

ロイツ組合員としての特権と責任においては、保険引受組合員も非保険引受組合員も全く変らない。ところが、営業的には両者の間には大きな差違がある。

7) C. Wright and C. E. Fayle, *A History of Lloyd's*, p. 361. p. 427; および H. E. Raynes, *A History of British Insurance*, pp. 323-26; および Information Office of Lloyd's の資料による。

8) Lloyd's の “The Room” の扉の掲示文。

前者はロイズで実際に保険を引受けて保険者となる組合員である。これに反し、後者は、他所ではいざしらず、ロイズでは保険を引受けていない。

#### (a) 保険引受組合員の性格

ロイズ組合員のうち質的にも量的にも重要な役割を演じているのは保険引受組合員である。

系譜的にいえば、これは、E. ロイド時代以来ロイズに出入していた保険者——いわゆる商人保険者 *merchant insurer*<sup>9)</sup>——たちの後裔である。すなわち、彼等は專業的保険業者ではなく、商人、貿易商人、銀行家、船主のみならず船長、書記、政治家、老人、寡婦などが本業のかたわら副業的に、あるいは投機的に保険を引受けていたのである。この性格が今日に遺伝されて、シンジケートによる共同保険引受、非連帯責任制というロイズ独特の営業方法を招来したのである。

#### (i) ロイズとロイズ保険引受組合員

ロイズの他に比類のない特徴はロイズとロイズ保険引受組合員の関係である。

ロイズ保険引受組合員は、1人1人が独立の経営主体であって、株主ではない。ロイズは株式会社でもなければ相互会社でもない。個々独立の経営主体たるロイズ保険引受業者の組合、それがロイズである。

いうまでもなく、ロイズ保険業者はロイズのメンバーとして、ロイズのコントロールには服している。しかし、保険業はあくまでも個別経営主体たるメンバーが、単独でしかも非連帯責任制で営むのである。換言すれば保険契約者は——ブローカーを通じて——個々のロイズ組合員と個別的契約を締結するのであって、ロイズと *with Lloyd's* 契約するのではない。ロイズで *at Lloyd's* ロイズ保険者と *with the individual underwriting member* 契約するのである。したがって、ロイズは彼等の保険取引所にすぎない。

こういう仕組であるからロイズ保険業者の間には、連帯責任 *joint responsibility* は全然ない。あくまでも個人責任制であり、しかもそれは無限責任制で

9) 拙稿、「商人保険者について」『保険学雑誌』第396号参照。

ある。

こうしたロイズ保険者の独立制と無限個人責任制がロイズの今も昔に変わらぬ基本的伝統であり、特徴である。まことにロイズは、“Caller”（アナウンス係）William Farrant が喝破したように、“Individually we are Underwriters; collectively we are Lloyd's.”である<sup>10)</sup>。

(ii) ロイズ保険引受組合員の選任と義務

個人による保険引受、無限的個人責任制というロイズの営業方法は、いかにもロイズ保険者との保険契約が、不誠意または支払不能のため契約不履行の可能性を蔵しており、危険であるように思われる。

しかし、ロイズは、かの New Lloyd's の創設このかた約200年間、支払拒絶や支払不能に陥ったことは、ほとんどない。ゆえに、ロイズの信用と権威は全く絶対的である。このことはロイズが1774年以來永年住みなれてきた Royal Exchange から現在の住所 Leadenhall Street に移ったときの定礎式（1925年5月23日）に、国王ジョージ五世御夫妻が親臨されたことから、うかがい知ることが出来るであろう。いきおいその誇りは高く、また責任感もきわめて旺盛である。

ロイズ保険者は自分自身とロイズの威信のため、誠心誠意、契約を履行してきた。加うるに、ロイズもまたメンバーが契約不履行に陥ることのないように、人格的ならびに経済的に万全の制度的措置を講じている。前者はメンバーの選任、解任などに関するロイズの構成問題であり、後者は供託金制度、保険料信託基金制度、会計検査制度、入会金制度の経済的措置である<sup>11)</sup>。

ロイズの構成問題。ロイズ組合員は世襲制ではない。メンバーの資格は選挙によって与えられ、死亡や脱退によって消滅する。また、既述のように、ロイズにおける保険業は、あくまで個人引受、個人的無限責任制で営まれている。ゆえに、個々のロイズ・メンバーの質をよくする問題すなわち、ロイズ・メン

10) C. Wright and C. E. Fayle, *ibid.*, p. 420.

11) 以下の論述については、C. E. Golding and D. King-Page, *Lloyd's*, Chapt. 2. (pp. 31-48) 参照。

パーの入会・脱退・服務規定などは第一義的重要性をもち、したがって嚴格周到をきわめている。すなわち、ロイズの信望と權威を傷つけぬどころか、高めるような高潔な人格識見と十分な經濟力をあわせもった人のみが、選挙されてロイズ保険者となりうるのである。

ロイズ保険者となるためには、次のような諸手続を経なければならない。

- (1) 志願者はまずロイズ組合員6人の署名による推薦を得なければならない。
- (2) 志願者は彼が営む企業の、および彼個人の財産に関する詳細な報告書を提出する。それは銀行業者または公認会計士の証明を付けなければならない。
- (3) 志願者は首席推薦人と同道して、選考委員会の面接試問を受けなければならない。

この手続は志願者の人格識見およびその現時点における經濟的狀態の審査である。したがって、これらの書類審査および面接試問に合格することは、ロイズ入会のための必要条件ではあるが、十分条件ではない。入会を許されるためには、さらに将来に向っての經濟的保障が要求される。

經濟的措置。“予防は処罰に優る Prevention is better than Punishment,” という考えから、ロイズでは、すでに1870年以来、諸々の經濟的措置が講じられている。

(イ) 供託金制度 (Deposits)。ロイズ入会志願者は保険業者としての責務を滞りなく果たすための經濟的裏付けとして、多額の供託金を積み重ねなければならない。これは現金または流動性の高い金縁証券 (gilt-edged securities) で払込まれる。供託金額は発足当初は最低額3000ポンドであったが、J. Glover の提案を容れて1887年以来5000ポンドである。この5000ポンドは最低額であって、一律ではない。個々のロイズ保険者の供託金額は、彼が営まんとする營業種類、營業規模、および資本力を勘考してロイズ委員会が妥当額を算出し、供託させることになっている。現在の供託金額は7万5000ポンド。(ロイズ回答)

この供託金はロイズ委員会(Committee of Lloyd's)の名義で管理運用される。これから生ずる運用利益は当のロイズ組合員に支払われる。ただし、彼がその

責務を十分に果たしていないときは、貰えない。

強制的供託金制度の実施はロイツ史上、まさに画期的な措置であった。これはまぎれもなくロイツの経済的保障制度の中核的存在である。これによって、ロイツ保険者が支払不能に陥ることが未然に防止され、ためにロイツ保険証券の信用度は著しく高まった。C. Wright と C. E. Fayle が、この強制的供託金制度を提案した S. I. Da Costa および共同提案者 36 人を近代的ロイツ (modern Lloyd's) の定礎者とよんでいるのも、故なきことではない。

(2) 入会金 (Entrance Fee)。入会に際してとられる最終手続は入会金の納入である。これは、1871年法人化以来の義務であって、その時の入会金は50ポンドであった。1871年12月100ポンド、1887年4月200ポンド、1891年1月400ポンド、1920年11月500ポンドと値上げされた。

以上がロイツ組合員となるための必要手続である<sup>12)</sup>。

(3) 保険料信託制度 (Trust-Fund System)。ロイツでは保険料信託基金制度が永年にわたって実施されている。これを議会法として成文化したのは1946年保険会社法、第2付則第2部1である。これによれば、保険者は保険料を信託証書に基づいて設定された信託基金に払込むことになっている。

この基金は、ただただ彼がロイツ保険者として責務を完遂するために蓄積され、他の目的には全然流用できない仕組みになっている。保険契約に関する一切の権利義務が完了した後 (3年後) に、はじめて解除されるのである。

さて、この制度によって、保険料は保険金支払のための資金として earmark される。他方、被保険者には先取特権が与えられており、この点からも被保険者の利益は手厚く保護されている。

(4) 会計検査制度 (Audits)。ロイツの経済的基礎を堅固にしているいま一つの制度は会計検査制度である。この制度の創意者は C. ヒース (Cuthbert E. Heath) である。すなわち、早くも 1906 年ヒースは会計検査をさせないロイツ

12) 入会候補者は最低 2 万 5000 ポンドの自由資産 (free assets) をもっていること、かつ、この自由資産を危険に陥れるおそれのある他の事業に従事していないことを証明しなければ入会を許されないという。C. E. Golding and D. King-Page, *ibid.*, pp. 31~50.

・メンバーには保証証券 (guarantee policy) を発行しないと主張した。その後、2人の有力なメンバー (John Luscombe 卿と Raymond Beck 卿) の献身的努力によって遂に制度化され、さらに1946年の保険会社法によって成文化化された。

ロイズもノンジケートも会社ではなく、組合である。ゆえに会社法を適用して営業報告書の提出を求め、検査監督することはできない。ロイズでは個々のメンバーが独立の経営主体であるから、ロイズにおける保険業の経営的安全性は、結局、個々のロイズ保険者のそれにかかっていることになる。

会計検査に関する法律は1908年の保険会社法と1946年保険会社法である。前者が主法であり、後者はその改正法 (補足) である。すなわち、前者は火災保険、傷害保険、労働者災害補償保険、および債券投資事業保険に適用される法律であるが、さらに海上保険、航空保険、および運送保険もカバーするようにしたのが、1946年保険会社法である。

ロイズで引受けられている保険種類はすべて1946年保険会社法の適用範囲内の保険ではあるが、ロイズは会社ではないから、理論的にはこの法律にしばられる必要はない。しかし、この法律の精神は、健全と信用を重んずるロイズにとっては、むしろ歓迎するところであるから、1946年保険会社法第2付則第2部によって進んで自らを成文化し、会計検査を実施している。

それによれば、(1) ロイズ保険者は、毎年、ロイズ委員会あるいは他の認定団体の公認している会計士による会計検査を受けることになっている。そのため会計検査人は、商務省の定める様式に従って、証明書 (certificate) をロイズ委員会および商務省に提出しなければならない。(2) 保険者がロイズにおける保険引受業について負う責務 (liabilities) に充当さるべき保険者の資産額が財務諸表 (accounts) の中に明示されているか否か、また、その資産額が以下に述べる方法で算定された責任額を果たすに十分の額であるか否かについて所見を明らかにしなければならない。その責任額は長期保険についてはアクチュアリーが算定し、それ以外の保険については商務省の定める算定方式に従って会計検査人が算出する。前者については、責任額およびその算定根拠を明らかにし

た文書を、会計検査人の証明書に添付することになっている。

この規定からもわかるように、ロイツの会計検査は一般のそれに比べて、甚だ厳格なものである。それは、ただに数字的検査に止まらず、もし必要とあらば、さらに進んでロイツ保険者を規制さえする。たとえば、保険料信託基金の収入保険料に対する比率がある一定の比率に満たないときは、その保険者の財産から不足額を補填するように命ずる。保険者がこれに応じなければ営業停止処分に見せられる。また、もし、ある保険者がある基準をこえる高い率で出再保険しているときは、さらにその再保険者の営業の健全性についても調査することがある。

さて、個人引受、個人無限責任制、非連帯責任制に立脚しているロイツにおいては、厳格きわまるロイツ保険者の構成問題、強制的供託金制度、保険料信託基金制度、および会計検査制度などが、きわめて有効適切な保障措置となり、ロイツ保険者の健全経営→信義誠実的義務の履行を通じて、ロイツの信望と権威を高める人格的・経済的基礎となっている。

以上がロイツ保険者 (Lloyd's underwriting members) に関する概説である。

## (2) 年会員 Annual Subscribers

年会員は年会費 subscription を支払ってその資格を取得する。ブローカー (首長および上級職員)、海上保険会社、海運会社などがその主な構成員である。その中、数的にも機能的にもすぐれて重要な位置を占めているのはブローカーである。年会員のすべてがブローカーではないが、ブローカーはすべて年会員にならなければならない。また、イギリスの海上保険会社は殆んど例外なく年会員になっている。

いうまでもなく、ブローカーはロイツで営業する。これに反し、海上保険会社や海運会社は、ロイツでは営業しないが、自由にロイツに出入して情報の交換、研究調査、討論などを行なっている。

## (3) 代人 Substitutes

ロイツ保険者やブローカーの事務職員たちが Substitutes である。

## (4) 会友 Associates

ロイズにおける保険業と関連してロイズに出入する必要がある専門職業者たち、たとえば海損精算人(average adjusters), 損害査定人(claims assessors), 会計士(accountants), 事務弁護士(solicitors)などが会友である。

さて、ロイズ組合員——その殆んどがロイズ保険者である——、年会員、代人、および会友が協力してロイズの運営に当たっている。いづれも自由にロイズに出入してそれぞれの職務を誠実に果たしている。

## Ⅲ 営業方法

## (1) ブロカー Brokers

ロイズでは、保険契約者とロイズ保険者が直接取引するのではなく、必ず、ブロカーを仲介して取引することになっている。

リチャード2世時代(在位1377—99)には、すでにブロカー(Broggers)がいた。また、J. Stowの*Survey of London*によれば、エリザベス1世治下の1574年にはロンドン市に約30人の保険ブロカーがいた<sup>13)</sup>。ロイズでブロカーの仲介が支配的になったのは1800年前後である<sup>14)</sup>。保険の売買取引は専門的知識と豊富な経験を必要とする。さらに個人引受主義を貫くロイズで付保を完了するためには、多くの保険者に引受けて貰わねばならない。これは保険契約者にとっては甚だ厄介であり、耐えられないことである。ゆえに彼はブロカーに代理させる方が安全有利である。他方イギリスの産業革命の結果、物資の大量的恒常的移動の結果、保険契約量も大量的恒常的となった。これらの主体的環境の諸条件からブロカー業も一つの独立した業として成立するようになった。今日では、ブロカーは保険契約者とロイズ保険者とを結びつける触媒であり、それなくしてはロイズの運営が一日も成立たない必要不可欠の要素である。

ロイズ・ブロカーの機能は、(1) 保険契約の締結、(2) 保険証券発行、(3) ク

13) H. E. Raynes, *A History of British Insurance*, p. 48.

14) ブロカーについては C. E. Golding and D. King-Page, *Lloyd's*, Chapt. 3, *Lloyd's Brokers* (pp. 49-72) 参照。

レーム (claims) の処理, (4) その他である。ゆえに、きわめて積極的に行動してロイツを「根回し」しているのは、実にロイツ・ブローカーであるといっても過言ではない。

既述のように、年出資者 (Annual Subscribers) のすべてがロイツ・ブローカーではないが、ロイツ・ブローカーはすべて年会員である。また、ロイツ組合員は、——保険引受組合員であると非保険引受組合員であるとかかわりなく——、ロイツ・ブローカーになることは一更差支えない。しかし、保険引受業とブローカー業とは截然と切離して営業することになっている。

ブローカーは個人企業、合名会社 (unlimited partnership)、または有限責任会社のいずれであってもよい。ただし、それぞれ個人業主、社員のうち少くとも1人、取締役のうち1人は必ず年会員とならなければならない。なお、現在でも商人、銀行業者、および船主などが兼業としてブローカーを営んでいる者もある。ロイツ・ブローカー業者は、1966年4月30日現在、220社である<sup>15)</sup>。

ブローカーは年会員としての年会費のほかに年25ポンドの特別出資、およびかなりの金額の供託金を提供する義務がある。その金額は彼の営業額に応じてロイツ委員会が決定する。この供託金の管理運用方法はロイツ組合員のそれに準ずる。

複雑きわまる諸手続、重い責任、および高度の知識と経験を必要とするので、ブローカーの手数料はきわめて高い。たとえば海上保険においては、貨物については営業保険料の16.65%、船舶定期保険については14.93%の高きに達する。海上保険以外の保険については、ブローカーと保険引受代理 (underwriting agent) との間で、引受ける保険の性質に応じて適宜取決められる<sup>16)</sup>。

なお、ロイツにおけるブローカーの法的性格は、保険契約者 (被保険者) の代理 (agent) であって、ロイツ保険者の代理ではない。

## (2) シンジケートとネーム Syndicates and Names

15) Lloyd's の Information Office の回答による。

16) C. E. Golding and D. King-Page, *ibid.*, pp. 69-70.

ロイズでは、保険は個々の保険者によって単独に引受けられているのではなく、常設的義務的共同保険によって一括して引受けられている。この常設的義務的共同保険グループは“Syndicate”とよばれ、それを構成している個々のロイズ保険者は“Name”とよばれている。

1966年4月30日現在、ロイズ保険者は6028人であったが、これらの保険者はすべてあるシンジケートに所属している。ただし、1人の保険者が複数のシンジケートに属しても差支えない。その結果、277のシンジケートに延べ1万2960人の保険者が所属している。シンジケートの部門別内訳は海上保険部門137、火災その他の保険(non-marine)部門84、自動車保険部門26、航空保険部門25、生命保険部門5である。1つのシンジケートの構成メンバー——すなわちName——の数は、最大の600人(non-marine部門)から最小の5人(life部門)にわたっている<sup>17)</sup>。

ロイズでは保険はシンジケート単位で引受けられている。換言すれば、ロイズ保険者が個々独立に、ブローカーの提供するリスクを取捨選択し、料率を決めるのではなく、シンジケート所属のネーム全員が一蓮托生的に行動する仕組になっている。したがって、そこにはシンジケートの「リーダー」が必要となる。

第2表 ロイズ組員数とシンジケート数

	海上・航空・ 運送保険		自動車保険		火災およびそ の他の保険		生命保険		合 計 (延べ数)	
	組 員 数	シン ジ ケ ー ト 数	組 員 数	シン ジ ケ ー ト 数	組 員 数	シン ジ ケ ー ト 数	組 員 数	シン ジ ケ ー ト 数	組 員 数	シン ジ ケ ー ト 数
1948	2258	160	624	20	2355	100	5	1	5242	281
1950	2606	160	733	21	2638	106	5	1	5982	288
1955	3697	175	981	20	3741	94	10	2	8429	291
1960	4506	166	1486	21	4622	92	19	3	10633	282
1964	5234	162	2386	26	5291	84	49	5	12960	277
1967	5734	174	3079	31	5733	80	77	7	14623	292

資料 The Post Magazine and Insurance Monitor, および Information Office of Lloyd's の回答から作成。

17) Lloyd's の Information Office の回答による。

シンジケートを代理して、ブローカーの提供するリスクを取捨選択し、契約条件を取決め、クレームの処理その他の業務を行う者を、ロイズではアンダー・ライター（保険引受代理 *underwriting agent*, 通称 *underwriter*）とよんでいる。彼はシンジケートを代理してシンジケートのためにブローカー（保険契約者の代理）に對面して活躍する保険引受代理業者である。いきおいアンダー・ライターは保険業方般に関する豊富な知識と経験とを必要とし、かつすぐれた企業家でなければならない。他方、シンジケートの栄枯盛衰はそのアンダー・ライターの双肩にかかっているのであるから、その選任はシンジケートの死活を決定する重要事項である。

いうまでもなく、アンダー・ライターは保険業のエキスパートでなければならない。しかし、彼は、必ずしもロイズ組合員である必要もなく、また自分が代理しているシンジケートのネーム（構成員）である必要もない。また、彼は複数のシンジケートの代理であっても差支えない。すぐれたアンダー・ライターは、往々にして多くのシンジケートを代理するであろう。

アンダー・ライターの収入は手数料であり、それは個々のネームとの間に私的に取決められる。それは、固定手数料と歩合手数料とから成っている。固定手数料は通常1ネーム当り年200ポンドというつましい額である。収入の大部分を占める歩合手数料は彼が代理して引受けた保険契約から生ずる利益の一定割合を受取ることになっている。こういう報酬制度はアンダー・ライターの熟練度と慎重性を高める目的をもち、またその効果をあげている<sup>18)</sup>。

なお、ネームのうち、アンダー・ライターとして保険引受代理業を営む者を *active member* といい、そうでない者を *non-active member* とよぶ。ちなみに、1966年4月末日現在、*active member* は約1500人であった。

### (3) 共同保険

ロイズでは保険契約者とロイズ保険者が相対（あいたい）で保険契約や保険金

18) シンジケート、ネーム、保険引受代理については、C. E. Golding and D. King-Page, *ibid.*, Chapt. 2, *The Underwriters* (pp. 31-48) 参照。

を授受するのではない。前者を代理するブローカーと後者を代理するアンダー・ライターとの間で保険契約され、この2者を通じての一切の交渉、保険料・保険金の授受をするのである。図示的に示せば、保険契約者(被保険者)——ブローカー……保険引受代理——ロイズ保険者(シンジケート)である。したがって、保険契約が成立すれば、保険料は保険契約者→ブローカー→保険引受代理→ロイズ保険者の方向に流れ、保険金は逆の方向に流れることになる。

(イ) シンジケート間共同保険。さて、保険契約者から付保を依頼されたブローカーは、そのリスクに関する詳細なデータを集めて“the Slip”をもって、“The Room”内にデスクを構えて待機しているアンダー・ライターを巡回してリスクを売歩く。“The Room”内でブローカーは行商し、保険引受代理は座商する。これが今も昔に変わらぬロイズの伝統である。

リスクを提供されたアンダー・ライターはそれを慎重に検討し、自分が代理しているシンジケートのために引受けるか否かを判断する。そして引受ける場合は、引受額をブローカーのスリップに記入し署名(underwrite)する。ブローカーは次のアンダー・ライターのデスクへ行って同じ手続を繰返す。こうしてブローカーは引受額の合計が満額に達するまでアンダー・ライター(すなわち、シンジケート)の間を巡廻するのである。その結果、このリスクを引受けたシンジケートの間には、事後的当座的共同保険が成立することになる。

そこで、いま、保険契約者からブローカーに依頼された保険金額をAポンドとし、第*i*番目のシンジケートの引受額を $A_i$ とすれば、

$$A = A_1 + A_2 + \dots + A_i + \dots + A_m = \sum_{i=1}^m A_i \quad (m \geq 1) \dots (1)$$

となる。この $A_1, A_2, \dots, A_m$ の間には、事前的には一定の比率関係はない。また共同保険を形成するシンジケート数 $m$ もメンバーも一定しているわけではなく、その時々に応じて変動する。もし、保険金額が少ないときは、共同保険ではなく、単独保険で消化できるであろう。このときは、 $A = A_1, m = 1$ 。

19) 1966年(暦年)のロイズの純保険料収入(1966年初年度分)は、海上・運送保険9432万ポンド、自動車保険2556万ポンド、生命保険52万ポンド、火災保険その他が1億3955万ポンドである。  
(The Post Magazine and Insurance Monitor, Vol. 128, No. 34.)

こういう引受方法であるから、シンジケート間に成立する共同保険は、構成メンバーにおいても引受金額の割合においても、事前的に固定した関係は、全く、ない。それは、あくまでも任意的当座の共同保険である。また、共同保険を形成していても、シンジケート相互間には、連帯責任は、一切、存在しない。

(ロ) シンジケート内共同保険。シンジケートはロイツ保険者の常設的義務的共同保険引受組合である。ゆえに、もし、あるシンジケートのアンダー・ライターがブローカーと  $A_i$  ボンドの保険契約を締結すれば、当該シンジケート所属の構成ネーム全員が自動的義務的に保険を引受けることになる。

シンジケートを構成するネームの引受額は予め定められている引受率  $P_j$  によって比例配分される。すなわち、シンジケート内の第  $j$  番目のネームの引受比率を  $P_j$  とすれば、

$$P_1 + P_2 + \dots + P_j + \dots + P_n = 100\% \quad (1 > P_j > 0, n > 1) \dots\dots(2)$$

なる関係が事前的半永久的に成立している。したがって、もし、そのシンジケートの引受額が  $A_i$  ボンドであるとすれば、第1ネームの義務的引受額は  $A_i P_1$  ボンド、第2ネームのそれは  $A_i P_2$  ボンド、一般に第  $j$  番目の引受額は  $A_i P_j$  ボンドとなる。ゆえに、(2)式から

$$A_i = \sum_{j=1}^n A_i P_j = A_i P_1 + A_i P_2 + \dots + A_i P_j + \dots + A_i P_n \quad \dots\dots(3)$$

なる関係が成立する。

そして

$$A = \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^n A_i P_j \quad \dots\dots(4)$$

かくて、シンジケート内共同保険は常設的義務的共同保険であり、構成メンバーの引受シェアも事前的に定まっている。したがって、前項でのべたシンジケート間共同保険とは、全く対蹠的な仕組になっている。ただし、シンジケート内共同保険にあっても、これを構成するネーム相互間には、連帯責任関係は、全く、ない。ロイツでは、あくまでも個人引受、無限個人責任、非連帯責任制が貫かれている。それは、あくまでも保険契約者と個々のネームとの保険契約関係であってシンジケートないしロイツとの契約ではない。したがって、

上例でいえば、 $m \times n$  個の独立した保険契約（共同保険）が同時並立的に締結されることになる。

シンジケート間共同保険にあつては、既述のように、シンジケートの引受額には一定の事前的比率関係は全く存在しない。このことは、たとえば1人のアンダー・ライターが複数のシンジケートを代理している場合であっても全くそうであつて、彼の契約額  $A_1, A_2, \dots$  の間には一定の事前的比率関係は存在しない。彼は全く恣意的に差別的にこれを決定することが出来る。それはシンジケート内引受額が、固定シェアによって、自動的に決定されると全く対蹠的である。

こうして、ロイズにおける保険引受方法は二段構造になっている。シンジケート間には任意的（＝事後的）当座の共同保険であり、シンジケート内は義務的（＝事前的）常設的共同保険である。前者は E. Lloyd 以来の基本的不変的伝統であり、後者は近代化された引受方法である。

#### IV 結 語

ロイズは個々独立のロイズ・メンバーから構成されている保険業者組合である。それは本能的保守性と建設的改善能力を兼ね備えたイギリス人が、200余年の歳月をかけてつくりあげた傑作である。

ロイズは人格的にも経済的にも健全な基礎の上に構成されている組合である。そこでは、今も昔に変わらぬ個人引受、無限責任制、非連帯責任制が例外なき原則として貫かれている。ロイズ保険者は信義誠実に契約を履行しており、保険金の支払拒絶は絶えてない。ために、ロイズの信用と權威は世界に高く、ロイズは世界保険業界の模範となり、また引受条件の典拠となっている。

#### 付 記

この論文の執筆にあたっては、Information Office of Lloyd's の御協力をいただいた。記して感謝の意を表す。

(1968. 1. 16)